

別表第 1

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設面積の割 合
第 1 種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラー・原動機製造業	100 分の 30
第 2 種	製材業・木製品材製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維版製造業を除く。）及び非鉄金属鋳物製造業	100 分の 35
第 3 種	一般製材業及び伸鉄業	100 分の 40
第 4 種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器、同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	100 分の 45
第 5 種	鋼管製造業及び電気供給業	100 分の 50
第 6 種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械、鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	100 分の 55
第 7 種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100 分の 60
第 8 種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100 分の 65